

ウォークでゆれる ESG 投資

～ESG 投資と気候変動情報開示を巡る米国の動向～

I. バイデン政権の気候変動対策に対する保守派の反撃

「ウォークキャピタリズム」の成り立ち

話題になる英語のキーワードのなかで、しっかりした邦訳がメディアのなかでもなかなか出てこないものは少なくない。最近筆者自身が迷ったのは「Black lives matter」（黒人の命も大事、などと訳されるがしっかりこない）や「Pacing challenge」（中国が米国の安全保障のレベルを決める競争相手、というような意味）などだ。ただこれらにも増して邦訳が難しいのが「Woke」や「Wokeness」だ。意味としては目覚めや覚醒だが、2010年代よりアフリカ系米国人や女性などが、人種やジェンダーを巡る差別や不平等の問題などに対する意識を高めるための呼びかけスローガンとして使われ始めた¹。そしてこのような意識を強く帯び、経済的活動を通じてこれらの問題解決に寄与しようとする考え方が、「ウォークキャピタリズム」と今般呼ばれる。邦訳すれば覚醒資本主義などになるだろうが、本レポートでは敢えて翻訳せず、ウォークキャピタリズムと表現する。

ウォークキャピタリズムという言葉が使われ始めた背景には、ソーシャルメディアの普及と、それ自体が助長したと言える米国政治分断の激化（トランプ大統領の誕生）のなかにおいて、投資家や企業が政治的立場や価値判断を明確にする、もしくは明確化を迫られる環境が急速に出来上がった事がある。実例として、2018年にフロリダ州の高校で生徒及び教職員17名が犠牲となった銃乱射事件をきっかけに、全米ライフル協会（National Rifle Association : NRA）との関係を見直したユナイテッド航空やメットライフ社（NRA 会員への割引制度廃止）など、2019年に Me, too 運動

¹ 本来はアフリカ系米国人コミュニティで、「（他の人に）騙されるな」という意味で、stay wokeという言葉が使われていたが、2014年にミズーリ州ファーガソンで発生した白人警官による黒人青年射殺事件に端を発した暴動をきっかけに、人種差別是正や政治的公正を意識する言葉として定着し始めた。

や伝統的な男らしさへの問題提起を含むテレビ広告を流した剃刀ブランドのジレット（P&G 傘下企業）、人種差別への抗議表明として国家演奏中に膝をついたアメリカンフットボール選手のコリン・キャパニック氏を広告に起用したナイキ、2021年にジョージア州議会が投票制限を強化する法案を可決したことに対し反対を表明したコカ・コーラ、デルタ航空（上記2社は同州アトランタに本社が所在）、メジャーリーグベースボール（アトランタで開催が予定されていたオールスター戦をコロラド州デンバーに変更）など、が挙げられる。

また気候変動が原因とされる世界で頻発する自然災害が、脱炭素化の意識を急速に高めたことも、ウォークキャピタリズムを後押しし、グリーン化に多くの資金が流入した。特に環境・社会・統治（Environment、Social、Government：ESG）、多様、平等、包摂（Diversity、Equality、Inclusion：DEI）などを重視した持続的投資資産は、2016年の22.8兆ドルから2020年には35.3兆ドルと4年間で50%超も増えている²。

風刺としてのウォーク

ただウォーク、ウォークイズム及びウォークキャピタリズムという言葉は、往々にして保守派がこうした潮流や、それを実践しようとする企業や団体を批判する際に使われることが多い。ウォークキャピタリズムという言葉は、2018年に保守派の論客であるロス・ドウザット氏が、上述の一部企業によるNRAボイコット運動などに対して、初めて使ったと言われている。こうした価値観や文化を巡る対立は、米国史において幾度となく繰り返されている。古くは奴隷解放を巡る対立が一因となった南北戦争や、1960年代以降の人種差別問題や近年の気候変動を巡る議論も、根底には価値観を巡る対立がある。また、一見価値観とは関係ないような問題でも、論点が価値観にすり替えられる場合も多くある。今般のシリコンバレー銀行（Silicon Valley Bank：SVB）などの金融機関破綻に関しても、保守派政治家からは「SVBがウォークイズムに注力し、本来の銀行業務を蔑ろにしたことが原因」という批判が上がっている。

² Global Sustainable Investment Alliance、2020年トレンド報告より

II. 反 ESG

政権末期に ESG 投資の加速を止めようとしたトランプ政権

ウォークキャピタリズムへの批判が、従来の価値観の対立と異なるのは、カネとの結びつきが強い点であろう。特に ESG 投資を巡る対立は、莫大な資金の流れを左右する可能性がある。つまり米国の価値観を巡る対立が、世界のカネの流れに影響を与えるようになるため、その背景をしっかりと把握しておくことは、今後の投資判断にも重要と考える。

米国での ESG 投資残高は 2015 年に 0.8 兆ドルだったのが、2021 年には 4.5 兆ドルと、6 年間で 5 倍以上となっている³。欧州連合（EU）に比べると、残高や全投資額に占める割合は依然小さいものの、気候変動やエネルギー転換の意識が高まる中で、米国においても ESG 投資への加速は目を見張るものがある。

その潮流は、終始気候変動に対し懐疑的で、化石燃料を含む米国産エネルギーの振興を優先してきたトランプ前政権でさえも止められなかった。同政権は 2020 年 6 月に、労働省が主管する企業の従業員退職金制度を包括的に定めた[従業員退職所得保証法](#)（Employee Retirement Income Security Act、ERISA）の[運用規則改定案](#)を公表した。これは、ERISA が対象とする退職基金⁴運用の受託者の義務を、純粋に金銭的要素に基づいて（solely based on pecuniary factors）投資評価を行う事を明確化することが目的であった。また株主権の 1 つである委任状の行使においても、同年 9 月に[運用規則改定案](#)を提示し、上記同様に株主投票においても純粋に経済的観点のみを考慮するよう規制した。つまり、ESG という一見金銭的要素に含まれない要素を投資評価の材料とする事で、金銭的リターンが従来のポートフォリオより見劣ったり、もしくは ESG の要素を評価する分、余分なコストを受益者に負わせる事につながる、という考えに

³ [PwC 調査](#)。ただ「ESG 投資」の定義は機関などにより異なるため、調査機関によって金額は大きく異なる。例えば米国での ESG 投資残高の統計を公表している US SIF は、2020 年時点で ESG 要素が組み込まれた投資残高を約 14 兆ドルと集計していたが、その後 ESG 投資適格の定義を厳格化し、2022 年の残高は約 5 兆ドルと、見かけ上[大きく減少している](#)。

⁴ ERISA 規制の対象は原則民間企業が運営する退職金基金。ERISA の執行機関である従業員給付保障局（EBSA）によれば、ERISA の対象運用資産は 2022 年度末（2022 年 9 月）時点で 12 兆ドル程度と[推算](#)される。

トランプ政権の政策
をひっくり返したバ
イデン政権

基づき、ERISA 対象の退職金基金のポートフォリオから ESG 銘柄をできるだけ排除することを目論んだ規則改定だった。

トランプ政権はそれぞれの改定案について、2020年11月と12月に最終改定案（[投資評価についての最終改定案](#)、[委任状行使についての最終改定案](#)）を公表し、政権交代間際の2021年1月中旬に発効となった。

ただその直後に発足したバイデン政権は、2021年3月10日にこれら改定規則の適用を停止すると[発表](#)。同年5月に[大統領令 14030 号](#)で、労働長官に対しトランプ政権時代の上記2改定ルールの見直しを指示。労働省は非公式に関係者からの聞き取りを行い、同年10月に「[投資計画選択と株主権利の行使における慎重性と忠実性](#)」（Prudence and Loyalty in Selecting Plan Investments and Exercising Shareholder Rights）という新たな規則提案を行った。同規則では、トランプ政権が施行した規定から、「金銭的／非金銭的」という用語を削除し、ファンドマネージャーが投資計画を選択する上で、気候変動などによる経済影響を考慮しても構わない、と明記された。つまり、トランプ政権が制定した規則では、ESG などの要素を考慮する事は、受託者の義務違反と看做されていたが、バイデン政権の規則では、ESG などは ERISA 下での投資決定において考慮可能な要素とした。ESG などが、他の伝統的な投資評価の要素と全く同等であるということを明確にしたのである。その他の株主権利の行使においても、同様に ESG などの要素を考慮することが可能と明記している。その後パブリックコメントを経て、労働省は2022年11月に最終規則を[公表](#)、2023年1月30日から施行となった。

トランプ政権が政権末期に急ぎ早に行った規則改定だったため、ほとんど実質的な影響が出ないうちにバイデン政権によって元に戻された上に、ESG などが投資判断の要件となることが明記された。しかし2022年の中間選挙の結果、共和党が下院で多数党を占めた事により、ESG を巡る攻防はこれで終わりとはならなかった。

民主党議員の造反

上記規則施行直後の2023年2月7日に、下院金融委員を務めるアンディ・バー議員（共和党、ケンタッキー州）が、同規則を承認しない旨の[下院合同決議案 30 号](#)を提出。これは連邦議会が連邦政府の執行を差し止める手続きを定めた議会審査法（Congressional Review Act）に則った決議案の提出で、上下院それぞれで単純過半数の賛成票が投じられれば可決となる（通常、上院では法案可決に60票の賛成票が必要）。

現在下院では435議席中、共和党が222議席と過半数を占めているが、上院では民主党⁵が100議席中51議席と過半数を占めておりねじれ議会となっている。同決議案は下院では通過するが、民主党が多数を占める上院において、通常であれば民主党出身の大統領が定めた規則を覆す決議案が通過することは考えにくかった。しかし、民主党のなかでも中道派議員に位置づけられるジョー・マンチン議員（ウエストバージニア州）とジョン・テスター議員（モンタナ州）が賛成に回ったことで、同決議案は上院でも可決され、ホワイトハウスに送られる事となった⁶。

何故マンチン、テスター両上院議員は、反 ESG 投資の決議案賛成に回ったのか？まず両議員に共通していることは、保守層が多くかつ化石燃料が豊富な州から選出されていること、そして共に2024年に改選⁷を控えていることだ。ウエストバージニア州は全米において、石炭は2位、天然ガスは4位の生産量を誇り、モンタナ州も石炭生産量では5位だが、可採埋蔵量では1位で全米の30%を占めている。また同州はカナダからの天然ガス輸入パイプラインの重要な経路であり、全米で最大の天然ガス地下貯蔵施設も有している。ESGの潮流は世界的に見れば広がりを見せているが、これら化石燃料が豊富な地域においては、頗る受けは悪いのであろう。マンチン議員は[声明](#)で、「クリーンエネルギーに全力

⁵ 民主党よりの無党派議員を含む。以下民主党とした場合、同様の扱いとする。

⁶ 通常の決議案の場合、大統領署名は不要だが、共同決議案は通常の法案同様に、上下両院通過後に大統領署名を経て法律として発効する。通常の法案同様に、共同決議案に対しても大統領は拒否権を発動、そして議会は2/3以上の賛成票を以ってその大統領拒否権を覆すことが可能。

⁷ 2024年に改選を控えるのは民主党23名、共和党11名。

投球している欧州にロシアが仕掛けた事を我々は目撃している。我々はまたバイデン政権が欧州の失策に続こうとしているのも目撃している。米国民の退職金基金で政治ゲームをしている場合ではない」と批判している。テスター議員も「バイデン政権の規則は、モンタナ労働者の退職金基金を損なう」と、決議案への賛成票を投じた理由を説明している。

両議員がこの決議案への投票を通じて反 ESG の態度を明確にした背景には、次の選挙での再選に黄色信号が点灯しているからだ。[270toWin](#) など主要選挙ページによると、マンチン議員は共和党候補に敗れる可能性が既に示されており、テスター議員も接戦との予想が出ている。保守的な地盤で民主党議員が再選を果たすには、党内からしばしば打ち出されるプログレッシブな政策には、「中道派」として牽制を示す必要がある。こうしたことを背景にして、下院合同決議案 30号は、下院で 216 対 204（棄権 13）、上院で 50 対 46（棄権 4）と賛成多数で 3 月 1 日に可決され、大統領執務室に送られた。

バイデン大統領初めての拒否権発動

この決議案に対し、バイデン大統領は事前に示唆していた通り、3 月 20 日に就任以来初となる拒否権を発動した。拒否権発動における声明では、「（現政権の）労働省が定めた規定こそ労働者が苦勞して得た退職金を保護するものであり、受託者が全ての要素を考慮して、リターンを最大化することができるものだ。共和党主導のこの決議案は、関係する要素を無視し、自由市場の原則を軽視し、退職金などの貯蓄を危険にさらすものだ。そしてこの決議案は、受託者が気候変動による物理的なリスクや、脆弱な会社統治など投資リターンに影響を及ぼしうる要素を考慮することを阻害するものだ」と、共和党こそが労働者の大切な退職金の価値を毀損し、さらには自由市場という、比較的共和党が重んじてきた原則すら軽視しているという批判を繰り返している。

大統領の拒否権に対し、下院は覆しを狙い再度 3 月 23 日に採決を行ったものの、結果は 219 対 200 と、必要な定数の 2/3 の賛成票は集まらず、同決議案は廃案となった。

ESG 要素はリスクとリターンに影響するのか

労働省のルールを巡る議論は、以下2点に集約される。1点目は、ESG要素が投資効用を最大化する要素なのかどうか。2点目は、受託者であるファンドマネージャーなどに対し、投資プラン選択においてESG要素を考慮することを禁止すべきかどうか、という事である。

1点目について、所謂ESG投資のパフォーマンス評価は、本稿の趣旨ではないため割愛するが、専門家の間でも意見が分かれるであろう。何故ならどのような企業やポートフォリオがESGという観点から優れているのか、定義が格付け会社などによってまちまちであり、ESG銘柄のなかでもパフォーマンスに幅があるからである。ある[研究](#)によれば、高いESG格付けを得ている投資信託が、低いESG格付けのパフォーマンスを上回っているという明確なエビデンスは得られなかった。勿論、気候変動によるリスク、特に自然災害に対するリスクを考慮した企業や事業は、長期的にみて大きなリスクをヘッジしようとしており、長期投資目的である退職金基金の運用には適していると言える。ただし近年はパンデミックや金融政策などに事業環境が大きく左右されるなか、短期的に気候変動リスクは意識されにくく、またパフォーマンス上差別化されにくいのも事実である。つまり、ESGが投資パフォーマンスに影響を与える要素かどうかは、投資期間や事業環境によって異なるため、明確な正解がないのが現状だ。

2点目の、受託者が投資評価をする上での判断基準を、連邦政府が制限すべきかどうかという点についても、賛成派（反ESG）と反対派（親ESG）の言い分は真っ向から対立している。賛成派からすれば、労働者（＝有権者）の大事な蓄えが、ESGという急進左派の政治アジェンダ、つまりウォークアウトのために犠牲になるという事は看過できない。そして明確により良いリターンが見込めるとは限らない上に、追加の分析コストが発生するESG投資を、受託者が選択することは、ERISAが法律として定める預託者の義務履

終わりが見えない政治ゲーム。地方にも。

行⁸に悖るため、ルールとして ESG 要素を除外する必要があるという考え方である。

他方の反対派（親 ESG）は、自由市場の米国において投資プラン選択に対して考慮する要素を制限するという、トランプ政権のルールは連邦政府の過剰な制限であり、受託者はあらゆる要素を考慮して最適な選択ができるようにすべき、という主張を繰り返している。気候変動という今や多くの人が脅威と考えるリスクを考慮しないで投資プランを選択することこそが、ERISA が定める受託者の義務に悖ると考えている。

つまり、ESG 投資の運用ルールを巡っては、本来自由主義を重んじる右派が連邦政府による規制強化を訴え、大きな政府を好む左派が反対に、規制を緩和しようとしている。やや飛躍するが、中絶を巡る議論の対立においても、同様な構図になっている。どちらの議論においても、右派左派共に自らが正しい（右派にとっては ESG 投資、中絶は制限すべき対象。左派にとっては ESG 投資、中絶は個人の自由選択）と信じる世界を実現するために、政府の介入可否をアジェンダによって切り替えている。つまり、ESG も中絶も完全な政治ゲームと化しているのである。

下院共同決議案 30 号を巡る連邦議会とホワイトハウスの応酬は決着を見たものの、ESG 投資を巡る政治ゲームは終わりどころか、今後さらに広がる可能性がある。同決議案を提出したバー議員は、大統領拒否権が発動される直前の3月18日に、ERISA 自体を修正する法案「[Ensuring Sound Guidance \(ESG\)](#)」法案を提出。同法案は ERISA 本文に「預託者の金銭的な利益のみに基づく投資を行った場合に限り、義務を履行したと看做される」と、金銭要素（pecuniary factors）を明記。さらにバイデン政権の労働省ルールの施行禁止も盛り込まれている。バー議員は下院で大統領拒否権の覆しに必要な票数が集まらなかった後、「これは始まりに過ぎない」とコメントし、ESG 法案の審議を通

⁸ ERISA404 条 a 項は、「受託者は加盟者及び受益者の利益のみのために、投資プランに対しその義務を履行する」（a fiduciary shall discharge his duties with respect to a plan solely in the interest of the participants and beneficiaries）

じて、議会で ESG 投資規則を巡る議論を継続する意向を示している。勿論、バー議員が提出した法案は下院共同決議案同様に、大統領拒否権を覆すまでの支持が上下院で集まる事はほぼ不可能であろう。ただ、ESG 投資を巡る議論が継続される事により、2024 年の大統領選挙においても争点の 1 つとしてさらに注目が集まる可能性がある。

またバイデン政権の労働省ルールに対しては、テキサス州を始めとする共和党が強い保守州 25 州（司法長官が全て共和党）などが、労働省を提訴している。提訴の根拠として、バイデン政権の規則が ERISA に違反しているという以外に、州民の財政力が奪われることに対する州民の保護、そして州税が減少することを阻止するためといったことが根拠となっている。

さらにこうした州では、ERISA が対象としていない地方公務員などの退職金基金などに対し、独自の州法や運用方針を制定し、反 ESG を推し進めようとする動きも活発だ。例えばアイダホ州は公共団体が投資決定において ESG 要素を考慮することを禁止する州法が 2022 年から施行されている。またインディアナ州やケンタッキー州の司法長官は、ESG 投資などは受託者義務違反にあたると明言。さらには州公共団体が、化石燃料からのダイベストメント（投資引き上げ）を行っている企業や銀行などと取引を行うことを禁止する法案を、ケンタッキー州やオクラホマ州、ケンタッキーやテネシー州などが施行済みだ。こうした動きは反ボイコット（Anti-Boycott）と呼ばれる。次期大統領選へ出馬の可能性が取り沙汰されているフロリダ州のロン・デサンティス知事も、こうした反 ESG、反ボイコットを強く主張する知事の 1 人だ。

その一方で、民主党が強い州では、州政府職員退職金基金の投資決定において ESG 要素の考慮を義務付ける州法や、化石燃料に関連する投資から引き上げることを求める方針やガイドラインを制定する動きもある。どちらの動きにおいても、ESG やダイベストメント対象の定義が曖昧な点や、例外規定などもあり、極端に ESG 関連もしくは化石燃料関連の投資が全くできなくなる、という事でもなさそうだが、州

そして証券取引ルー
ルや司法にも

によって全く反対の動きが進行しているという事は、米国での気候変動関連事業などを考えるうえで、重要なポイントであろう。

ESG を巡る議論は、証券取引ルールにも及んでいる。米国での証券取引市場を監督する証券取引委員会（Securities Exchange Commission、SEC）は、2022年3月21日に投資家に対する気候変動関連開示の強化と標準化の[規則提案](#)を行った。同提案は、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-Related Financial Disclosures、TCFD）の提言などにに基づき、既に多くの企業が実践している気候変動関連の情報開示について、SEC として統一の開示基準を導入しようとするものであり、バイデン政権の公約の1つでもあった。証券市場の登録企業は、気候変動に関するガバナンス、リスク評価、影響についての開示が求められる以外に、温室効果ガス（Green House Gas、GHG）排出量の公表も求められている。今回特に議論になっているのが、この GHG 排出量の範囲だ。

規定案では、時価総額が 75 百万ドル以上の企業は、直接排出量（スコープ 1）と自社で使用しているエネルギーの間接排出量（スコープ 2）に加え、サプライチェーン全体の排出量（スコープ 3）までの開示が段階的に求められる事になる。スコープ 2 までの排出量は比較的容易に自社で算出することができるため、既に一部の企業は統合報告書などで公表しているが、スコープ 3 までの開示となると、そのコンプライアンスコストは一気に跳ね上がるうえ、排出量も膨大となり、当該企業の事業により多くの GHG が排出されているという評価になりかねない。特にスコープ 3 の開示には、上場していない中小企業などを含むサプライヤーや顧客までもが、当該製品に関わる事業の排出量を算出する必要に迫られる。そのため現時点でスコープ 3 までの開示を自主的に行っているのは、米国でも一部大手企業に限られる。

この SEC 規定案に対し、保守派から多くの反発の声が上がった。議会では SEC の規定策定を阻止する法案や、既述の労働省規定案同様に、議会審査法を通じた共同決議案による規定案無効化、さらには予算法案を通じて SEC の同規定案

最終化への予算割当を禁止するなどの試みが共和党議員により行われたものの、前会期までは民主党が上下院ともに多数を占めていたため、こうした議会における共和党の抵抗は結果を見ることはなかった。

ただ一方で、2022年6月に同規制案に影響を及ぼし得る判決が連邦最高裁判所によって出された。オバマ政権時代の環境保護局（Environmental Protection Agency、EPA）が制定したクリーン電力計画（Clean Power Plan：CPP）を巡る判決だ。CPPは発電所からのGHG排出基準を定めたものだが、実質発電燃料を石炭から天然ガスなどGHG排出単位が小さいものへの切り替えを迫る規則だった。CPPは一度最高裁により施行が差し止められ、トランプ政権が制定した、CPPよりも規則が緩和された規則（Affordable Clean Energy、ACE）に据え替えられた。しかし、その後別の訴訟により、CPP差し止めとACE規則施行を無効とする判決が、DC巡回区控訴裁判所から出された。この控訴判決に対し、ウエストバージニア州など化石燃料産出州が、EPAがCPPを施行することは、CPPの根拠法となっている1970年の大気浄化法（Clean Air Act）が認めた権限を越えているとして連邦最高裁判所に上告。保守派判事が多数を占める最高裁が下した判決は、EPAは既存発電所に対し、設備更新などで排出ガスの削減や浄化を規制する権限は有するものの、燃料を変更してまでGHG低減を規制する権限はないという判断を下した。

最高裁はこの判決の根拠として、重要問題法理（Major Questions Doctrine）の原則を援用している。これは連邦機関が政治や経済の重要な問題について執行する場合、議会からの明確な権限移譲が必要という考え方だ。最高裁が環境問題に関し重要問題法理を適用したことで、SEC規則案に関しても最高裁で争われた場合、SECがスコープ3など広範囲なGHG排出量開示を求める権限が議会から明確に与えられていないという判断になる可能性が高い。

今会期から下院で多数党を奪還した共和党は、下院金融委員会に共和党委員によるESGワーキンググループを2023年2

月に設立。バイデン政権が目論む ESG に関わる金融セクターの規制に対し、対抗していく姿勢を打ち出した。

こうした状況を受けてか、当初は 2022 年内にも SEC が最終規則を公表すると見られていたが、規則案公表から 1 年以上経った今でもまだ最終案は出されていない。2023 年 2 月頃から、関係者の話として、SEC が規制案の緩和を検討するという報道が出始め、SEC のゲンスラー委員長も同月のインタビューで、政治的な批判とは関係など断ったうえで、規制案に対する 15,000 も集まった公募意見に鑑み、規制案の調整を検討しているとコメント。米国商工会や産業界から多くの反対意見が集まっており、規則案からは開示対象や開示が要求される企業の絞り込みなど、一部規則が緩和されるという見方が広がっている。

ねじれ議会となった今会期では、昨年のようなインフレ低減法など大型な気候変動の立法は殆ど望めなくなっている。2024 年の大統領選挙に向け、さらに気候変動に関する成果を積み増したいバイデン政権にとって、SEC による企業に対する情報開示の強化は、有権者に対する訴求力は大きくないかもしれないが、未実現の公約にまた 1 つチェックを付けるという意味では、推進したい政策の 1 つだろう。だからといって、稚拙に最終規則を決めて、司法の場に持ち込まれると大統領選挙まで実現する見込みはなくなる（共和党が阻害しているというアピールにはなるが）。ゲンスラー委員長は、ステークホルダーの声に耳を傾けながら、こうした政治的打算も念頭において、最終規則の発表を決断するだろう。

ウォークがカネの流れを変える

米国内の政治ゲームと化している課題は他にも多くあるが、ESG 投資を巡るこうした対立は、世界全体の資金の流れやルール制定にも影響を与えかねない。また米国内で気候変動対策に寄与する事業を検討するにあたり、その州や地域が ESG 投資や事業に対し、どのような政治的スタンスを取っているか、州知事や議会の動きを確認する作業は必須だろう。ウォークやウォークイズムなどが象徴する米国社会の分断とそれを煽る政治ゲームは、人種や文化、銃や中絶など社会や文化だけではなく、ビジネス環境やカネの流れに対しても大きな影響を及ぼしつつある。米国社会のこのようなニュ

ースを見かけた際は、それが自らの事業や投資にどのように降りかかってくるのか、一顧する必要性が今後ますます高まるだろう。

以上／阿部

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。